

扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世帯及び子育て世帯が扶桑町へ移住・定住するための住宅取得を促し、定住人口を増加させるとともに、その住宅が長期にわたり良好な状態で使用されることにより、環境への負荷の低減を図ることができ住宅を増やすこと及び中古住宅の利活用促進による空き家発生抑制をすることを目的に実施する扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(適用法規)

第2条 補助金の交付及び執行に関しては、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）を適用するほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 中古住宅 過去に居住の用に供され、かつ、現に居住その他の使用がなされていない住宅をいう。
- (3) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第5項に規定する住宅をいう。
- (4) 定住 現に扶桑町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (5) 夫婦等 夫婦又は扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度による宣誓受領証明書の交付を受けた2人のことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、この要綱による補助金を受けていない世帯で、18歳以下の子がある子育て世帯又は夫婦等どちらかが39歳以下の若者世帯で、次の各号のいずれかに該当する要件を令和5年4月1日以降、令和8年4月30日までに満たす世帯とする。ただし、従前住んでいた住宅の建替えの間、賃貸住宅に住んでいた場合は対象外とする。

- (1) 扶桑町内に自らが所有する住宅を取得して、町外から転入した世帯
 - (2) 扶桑町内に自らが所有する住宅を新たに取得して、現に住んでいる自らが所有しない住宅から転居した世帯
- (補助対象住宅)

第5条 対象となる住宅は、新築（中古）専用住宅又は新築（中古）併用住宅（居住部分が延べ床面積の2分の1以上あるもの）で次の各号のいずれかに該当する住宅とする。ただし、別荘、賃貸住宅及び対象者が取得した2軒目以降の住宅は除く。

- (1) 長期優良住宅に認定されている住宅
 - (2) 扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（令和2年扶桑町要綱第9号）の補助金交付要件を満たす住宅
- (申請者及び補助額)

第6条 申請者は、次に掲げる要件を全て満たす世帯主とする。

- (1) 取得した住宅の登記が完了していること。
- (2) 申請日において、世帯全員が扶桑町に住民登録をしており、対象住宅の登記完了後6月を経過するまでに住民登録をしていること。

2 補助金の交付額は、20万円とする。

(申請手続及び申請期限)

第7条 申請者は、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 登記済通知書
- (3) 長期優良住宅認定通知書又は扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付確定通知書

2 補助金の申請は、第4条から前条第1項までの要件を満たした年の翌年3月31日までとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに申請にかかる書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金交付決定通知書（様式第2）により、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、扶桑町長期優良住宅等定住促

進補助金不交付決定通知書（様式第3）により、当該補助金を申請した者に通知しなければならない。

（交付の請求）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者は、速やかに扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金交付請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

2 補助金は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした者又は受けた者に対し、補助金の全部を取り消し、扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5）により返還を命ずることができる。

（検査）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、職員に検査させ、又は関係者の意見を聞くことができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第36号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。